

製材業における木材、竹材を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	22~23	当社工場内において、原木皮剥ぎ機での作業中、ステップ部で丸太が落下しそうになるトラブルが発生したため、手で丸太を直そうとしたところ、丸太とライン上にあるガイドに右手小指を挟み負傷した。	30	100~299
1	9~10	高さ300mmの台車に乗った木質パネルを、2名でパネル上部と下部をそれぞれ持ち、同じ高さの台車に乗せ替え作業を行っていた時に、片方を持っていた作業者の腰に痛みが発生して動けなくなり、救急搬送された。	37	10~29
2	10~11	軽便送材車で、杉丸太3m32cmを製材中、丸挽にして小割までを作業していて最後の1枚を裏返した時、ヘッドブロックの台座の角と木材に親指第一関節から先を挟まれた。	69	—
3	10~11	角材を動かし選別していたとき、角材の間に浅木がかっているのをノコギリで切っていたところ、角材が左足首に倒れかかり動けなくなった。	59	10~29
3	9~10	台車で丸太を製材していて、それを台車から降ろす時、重いので二人でさげていたが、手が滑って落としてしまい、左手人差し指を挟んだ。	28	1~9
3	11~12	事業所作業内において、チップの搬入口に大きい端材が引っ掛かっていたので機械のスイッチを切った後、止まったことを確認し、引っ掛かっている端材を取ろうとした際に端材と鉄板の角に指を挟み、右手第2指を負傷した。	64	10~29
	11~	本社工場にてカラ松の製材作業中、角挽きツインソー（1号機）の作業者が、送台車のレールにヤニが付いて動きが鈍くなったので油をさしていた時、テーブルツインソー（2号機）の作業者が製品置場に材が溜まっていたので材を戻したところ、		1~

4	12	油をさしていた作業者の右ふくらはぎ部分が戻した材と製材品送りのアングルに挟まれ負傷した。尚、1号機の作業者と2号機の作業者の間に機械があり死角になっており、お互いの姿が見えない状況になっていた。 ※製材の流れ：角挽きツインソー（1号機）→テーブルツインソー（2号機）	35	9
5	13~ 14	会社の西倉庫（木材保管場所）より、建前用木材を準備中に、高さ3mの所から木材（長さ4m×厚さ3cm×幅22cmの杉板4枚）と共に落下した。木材を取り出す時に木材が揺れたので、とっさに止めようとして落下し、下にあった木材に右脇腹を強打して腰部挫傷、右肋骨部骨折を負ったものである。	69	1~ 9
5	9~ 10	製材工場内で、製材した木材から4m×4.9cm×2.1cmを作るため2人で作業中に、下に置いてあった木材の隙間に足を突っ込んで倒れ、足首が曲がって負傷した。	52	1~ 9
5	17~ 18	倉庫内において、フォークリフトに乗って積み込み作業をしていたとき、リフトから降りる際に厘木（短い木の棒）の上に足を着いたため、左足首を捻り骨折した。	49	30 ~ 49
6	14~ 15	製材所工場内で木材の選別及び結束の作業中、作業台の製品を押し上げようと踏ん張った際に、右足脛に激痛がはしった。	46	10 ~ 29
7	10~11	カンナ掛けの台へ10.5角をのせて押しながら流していく作業中に、地面より10センチくらいの上り台より右足を踏み外し、角材の角に左わき腹を強打し負傷した。	43	1~ 9
7	15~ 16	木材置場において、商品である木材を高さ2mのところから取り出すとき、足場にしていた木材がぐらついたため、危険を感知し飛び降りたところ、右足踵を負傷した。	46	10 ~ 29
7	14~ 15	事務所作業場において、完成した垂木（縦4m×横45cm、重さ約5kg）を結束後、2人で運搬するため、中腰になり製品を抱え移動したとき（この日は約800回この作業を繰り返した）、以前より違和感があった腰に痛みが発生した。しばらく様子を見ながら業務を続けていたが、後日、動けないほどの痛みが発生した。	40	10 ~ 29
	9~	第一工場の製材工場内にある製材送りローラーの設置している、被災労働者が製材送りローラーより落ちそうになっていた重い製材品を送りローラーに戻そうとして		10

9	10	いた。被災労働者が作業をしている時、送りローラーに押し戻そうとしていた重い製材品が倒れてきた。送りローラーの端に左手をのせ、重い製材品と送りローラーの端の間に左手中指を挟み、左手中指の先を1cmくらい潰す傷を負った。	45	～ 29
10	9～ 10	製材工場の中で木材の整理をしていた時、木材につまずいて転んだ。	59	1～ 9
10	8～9	リングパーカーへの投入の作業に従事している被災者が、投入後、投入口手前に落ちた皮が気になり、レイキを使ってかきあつめていたところ、スラッシャー上の一本がころがり、ストッパーをこえて、片方が落下、ちょうど真下にいた被災者の頭部に当たり、負傷した。	70	30 ～ 49
11	17～ 18	自社木材製材工場において、木材の整理中、クレーンで吊り上げた木材が転がって落下し、胸部が圧迫され死亡したものと見られる。	76	1～ 9
11	14～ 15	工場内にて丸太の製材機で作業中、丸太を機械で挟む際に、誤って指も挟んでしまった。	76	1～ 9
11	16～ 17	木製パレット補修作業に第2工場に従事している時に、1400×150×22の木板（2kg）1枚を足の甲に落とした。安全靴は履いていたが保護プレートの無い部分に高さ1mから自身の手で持っていた板を滑らせて打撲した。原因：仕事終了直前で相手作業者との呼吸が合わず、タイミングが狂って手が滑った。	52	10 ～ 29
11	11～ 12	お得意先の工場で、木材の配達をしている時、木材（長さ4m、10kg以上）を1人でトラックから置場まで運び、積み上げている時に、高さ1.8m位に積み上げ中に左手首をひねり痛めた。	41	1～ 9
12	15～16	丸太約350mmΦを、厚み120mm、幅300mmに切断後、20mmの板に切断するため、製材機にセットする際、上記寸法の木材盤の間に左手中指を挟み、裂傷及び骨折をした。	64	1～ 9
12	9～10	土場で角材（約3m×15cm×15cm）を2人で運んでいた。片側を持っている人が角材を置こうとしたところ、被災者は支えきれなくなり、そのまま右足の甲に落とした。	37	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html